

みやき町まちづくり活動支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、まちづくり団体が自主的に行う創意工夫にあふれたまちづくり活動を支援することにより、住民参加によるまちづくりの推進と町民が主体性を発揮できるよう、町内のまちづくり活動を支援することを目的とする。

(支援)

第2条 支援は、まちづくり団体が自主的に行うまちづくり活動に対して助成金を交付するものとする。

2 まちづくり団体への支援は、1団体つき1活動とする。

3 助成金は、予算の範囲内において交付し、その交付に関してはこの要綱で定める。

(助成対象団体)

第3条 助成金の交付を受けるまちづくり団体は、次のすべての要件を満たす団体とする。

(1) 社会的、地域的な課題に取り組む非営利活動を行う団体で活動拠点が町内にあり町内で活動する団体

(2) 町内在住者もしくは在勤者が半数以上を占める20人以上で構成され、代表者は20歳以上の町内に居住する者

(3) 政治活動、宗教活動、営利活動を目的としない団体。また、法令等に違反する活動を行っていない団体

(助成の対象活動)

第4条 助成金の対象となるまちづくり活動は、前条のまちづくり団体が行うまちづくり活動で、次の各号のすべてに該当するものとする。

(1) 町内で実施される活動

(2) 地域の歴史や文化を活かした活動

(3) 地域の活性化につながる活動

(4) 町民を対象にした活動

(5) 自主的かつ自立的な活動

(6) 一過性でなく、継続的な活動

2 まちづくり活動は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

(1) 政治又は宗教を目的とするもの

(2) 国、県または町の補助（この要綱の規定に基づく助成を除く。）を受けるもの

(3) 著しく営利の目的に偏するもの

(4) 特定の事業の反対運動を目的とするもの

(5) 専ら特定の個人又は法人が所有している土地建物等の資産の増加につながるもの

(助成対象経費)

第5条 助成金の対象となる経費は、前条の要件を満たすまちづくり活動に係る直接必要な経費とする。

2 次の経費は、対象としない

- (1) 団体の恒常的な維持・運営に要する経費
- (2) 団体を構成するスタッフの人件費
- (3) 食糧費
- (4) 備品購入費

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成の対象となる経費総額の5分の4以内で、その限度額は80万円とする。

2 助成金の額は、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 活動の実施による対象経費の変更によって、既に交付決定された助成金の額が変更になる場合には、次のように取り扱う。

- (1) 活動の完了による助成金の額が既に交付決定された助成額（交付決定助成額）より増額となる場合にあっては、交付決定助成額を限度とする。
- (2) 活動の完了による助成金の額が既に交付決定された助成額より減額となる場合にあっては、活動の完了による助成金の額とする。

(募集と申請)

第7条 町長は、支援の対象となるまちづくり活動を募集するときは、公募するものとする。

2 まちづくり活動に申請する者は、みやき町まちづくり活動支援助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) まちづくり活動計画書・活動収支予算書・会則
- (2) その他まちづくり活動の内容を説明する資料

(審査)

第8条 町長は、前条による助成金の交付申請を受けた場合は、助成対象としての適正を審査するため審査委員会を設置するものとする。

2 審査委員会は、助成金交付に係る申請団体の活動内容や経費について審査を行うものとする。

(審査委員会)

第9条 前条第1項の審査委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(交付の決定)

第10条 町長は、第8条の審査委員会の審査報告に基づき、助成金を交付することが適当であると認めるときは、助成金の交付を決定し、みやき町まちづくり活動支援助成金交付決定通知書（様式第2号）を通知するものとする。

(実績報告)

第11条 助成金交付の決定された活動を完了したまちづくり団体は、みやき町まちづくり活動支援助成金実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) まちづくり活動実績書・活動収支決算書
- (2) 活動に要した経費に係る領収書等（写し可）

(助成金の確定)

第12条 町長は、前条による実績報告を受けたときは、当該報告の審査を行い、助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、みやき町まちづくり活動支援助成金確定通知書（様式第4号）を通知するものとする。

(助成金の交付)

第13条 助成金は、概算払いで交付することができるものとする。

- 2 概算払いは、交付決定額の2分の1以内を限度とする。
- 3 助成金交付の決定されたまちづくり団体が助成金の交付を受けようとする場合は、みやき町まちづくり活動支援助成金概算払請求書（様式第5号）を提出しなければならない。
- 4 助成金交付の額が決定されたまちづくり団体が助成金の交付を受けようとする場合は、みやき町まちづくり活動支援助成金精算請求書（様式第6号）により請求するものとする。

(助成金の精算)

第14条 助成金交付の決定を受けたまちづくり団体は、助成金の確定により交付を受けるべき助成金の額を超える助成金を既に交付されているときは、その差額を返還するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成23年7月1日 第5条 一部改正）

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条の規定にかかわらず平成30年度から平成32年度までの間（以下「経過措置期間」という。）は、みやき町まちづくり活動支援助成金の補助対象限度額は100万円とする。なお、経過措置期間中は、様式第1号を第7号に、様式第2号を第8号に、様式第3号を様式第9号に、様式第4号を様式第10号に、様式第5号を様式第11号に、様式第6号を第12号に読み替えるものとする。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。